

## 2. 仕掛品・育成畜の棚卸

### 1) 棚卸の対象

乳オスやF1といった肉用子牛など販売用動物は仕掛品として原価で評価します。一方、メスで搾乳牛として自己育成する子牛は育成仮勘定(果樹牛馬等の育成費用)としてその育成費用を原価で評価します。

なお、胎児についても、「畜産所得調査事務要領について」(昭和29年3月31日付直所4-12)では、「年末妊娠中の母畜に現存する胎児について、たな卸を行う。」としています。

### 2) 計算方法

肉用子牛など肥育牛の評価は、その年中に支出した種付料・素畜費、飼料費、労務費等の育成費に前年から引き続き飼育しているものについては前年末の棚卸金額を加算して計算します。原則として、畜舎の減価償却費などの製造経費についても、販売に係る分と棚卸に係る分に按分して配賦する必要があります。

一方、育成牛の評価についても、購入代価又は種付費・出産費の額と生育のために要した飼料費・労務費・経費の額により計算するのが原則ですが、「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について」によって、種付費等の取得費と飼料費に限定して差し支えないとされています。したがって、育成牛の評価では、畜舎の減価償却費などの製造経費は、育成費用に配賦しなくても構いません。なお、業務の用に供された日から減価償却を行いますので、減価償却資産(生物)に振り替えて、月割計算により減価償却を行います。搾乳牛の場合、初産分娩のときに業務の用に供することになりますので、減価償却を行うこととなりますが、牛については満2歳を成熟の年齢として業務の用に供する年齢とすることができます(所得税基本通達49-28)。

なお、搾乳牛の胎児は、乳オスなど販売用動物になるものもメスで育成牛になるものも含め、

種付料で評価します。ETについては、受精卵の代金を含めた受精卵移植の費用で胎児を評価することになります。

### 3) 棚卸は省略できるのか?

原材料の場合と異なり、肉用子牛など肥育牛(仕掛品)や育成牛(育成仮勘定)については、棚卸しを省略することができません。

なお、育成牛について、業務の用に供された日における取得価額が30万円未満となる場合には、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により、いわゆる「即時償却」として、所得価額相当額を全額必要経費に算入することができます。

### 4) e 酪農経営での入力方法

家畜台帳の画面において、決算(F11)ボタンを押すだけで、育成牛や肥育牛の棚卸の仕訳が自動的に作成されます。作成される仕訳は、肉用子牛などの肥育牛(仕掛品)については期末棚卸と期首棚卸の仕訳で、育成牛(育成仮勘定)については期末に育成費振替の仕訳(育成仮勘定/育成費振替高)になります。棚卸の金額は、家畜台帳の直接費と間接費(飼料費+飼料費以外)との合計額になります。また、育成牛から搾乳牛への振替金額についても、決算(F11)ボタンで自動的に設定されます。

ただし、決算(F11)ボタンによって自動で仕訳を作成するうえでは、肥育牛と育成牛とを部門で区分し、あらかじめ製造原価を部門別に区分して集計しておく必要があります。製造原価を部門別に割り振るには、まず、摘要集計表の画面において、資材の種類ごとに部門を選択すると、資材の仕入れの仕訳に一括して部門が割り当てられます。また、共通経費については、家畜台帳の共通按分(F7)ボタンで表示される共通原価按分の画面で、各部門への按分額を入力すると自動的に仕訳が作成されます。



## 森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

### 年内に考えておきたい税務手続き

早いもので年末です。皆さん、どのような一年でしたでしょうか。今月は、年末恒例の棚卸に関して触れておきます。これまでも取り上げてきた話題ですが、なかなか手を付けられない方も多いようです。ぜひ、この機会に見直してみてください。

#### 1. 原材料の棚卸

##### 1) 棚卸の対象

種苗、飼料、肥料、農薬、諸材料などの原材料の12月31日現在に残っている在庫数量を確認し評価します。原材料には、冷凍精液、敷料も含まれます。また、購入飼料だけでなく、サイレージや乾草などの自給飼料も対象です。

##### 2) 計算方法

飼料、農薬などの種類、品質、型などの異なるものの別に、数量、単価を記載した棚卸表を作成し、数量に単価を乗じて棚卸金額を計算します。まず、年末(12月31日現在)で実地棚卸しを行い、棚卸表に数量を記載します。次に、単価をその年の12月31日に最も近い日に購入した価格によって評価します。これを最終仕入原価法といい、評価方法を選定して届出をしない限り、最終仕入原価法が適用されます。なお、最終仕入原価法以外の先入先出法や総平均法などの評価方法による場合は、あらかじめ税務署への届出が必要になります。

サイレージなど自給飼料については収穫価額、すなわち時価で評価します。この場合の収穫価額は、自給飼料と同等の価値(栄養価等)の購入

粗飼料の時価単価(乾物重量当たり)を単価として自給飼料の収穫量(乾物重量に換算)を乗じて計算します。

##### 3) 棚卸は省略できるのか？

原材料について「毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、その棚卸しを省略しても差し支えない」(平成18年1月12日付課個5-3「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について」)こととなっています。ただし、棚卸を省略した場合、法人化する際に個人から法人への原材料の譲渡について利益が発生して個人への所得税の課税が大きくなる可能性があります。このため、規模拡大を目指し、法人化の可能性のある経営の場合には、棚卸を省略しない方が良いでしょう。

##### 4) e 酪農経営での入力方法

補助明細表の画面において、期末棚卸の金額を入力するだけで、期末棚卸の仕訳だけでなく期首棚卸の仕訳も自動的に作成されます。具体的には、勘定科目で原材料を選択した状態で表示月の期間で“決”を指定し、「ゼロ表示」チェックボックスをONにします。

この状態で「期末棚卸入力」チェックボックスをONにすると、借方金額の列が緑色(編集可能を表す色)に変わりますので、補助科目(=原材料の種類)ごとの行の借方金額のセルに棚卸表で計算した期末の棚卸金額を入力します。